(仮称)小牧市立第一こども園建設設計等業務委託プロポー ザル実施要綱

> 令和5年5月22日 5小保育第458号

(趣旨)

第1条 この要綱は、(仮称)小牧市立第一こども園の建設に係る設計業務及び小牧市立第一幼稚園の解体に係る設計業務について、技術的に最適な者(以下「最適者」という。)を特定するため、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第2条 対象とする業務は、(仮称)小牧市立第一こども園建設基本設計 業務及び実施設計業務並びに小牧市立第一幼稚園解体設計業務(以下「業 務」という。)とする。

(参加資格)

- 第3条 プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれに も該当する者とする。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者
 - (2) 愛知県内に事業所を有しており、小牧市の入札参加資格者名簿に記載されている設計・測量・建設コンサルタント等業務の業種登録を受けている事業者
 - (3) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定 による一級建築士事務所登録簿に登録されている者
 - (4) 小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領(平成11年3月4日 11小総第47号)に基づく指名停止の措置又は小牧市が行う事務及 び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年6月25日付け 小牧市長・愛知県小牧警察署長締結)に基づく排除措置若しくはこれ に準ずる措置を受けていない者
 - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手

続開始の決定を受けた者で、再度の小牧市の入札参加資格の登録がされたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

- (6) 平成27年4月1日以後に日本国内で竣工し、又は実施設計を完了した延床面積1,000平方メートル以上の幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定するもの又は子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の確認を受けたものをいう。)、保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定するもので、同法第35条第3項又は第4項の規定により設置されたものに限る。)又は認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定するものをいう。)の設計実績を有する者
- (7) 第5条に定める技術提案書等を単体企業で提出することができる 者

(公募の公告)

- 第4条 市長は、プロポーザルに参加する者に必要な参加資格、条件、業 務内容その他プロポーザルに必要な事項について、公告するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による公告をしたときは、その内容を市ホームページ等において公表するものとする。

(参加表明書等の提出)

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、プロポーザル参加表明書 及び技術提案書その他市長が別に定める提出書類(以下「技術提案書等」 という。)を市長に提出しなければならない。

(第一次審査)

- 第6条 市長は、第一次審査として、技術提案書等を別に定める(仮称) 小牧市立第一こども園建設設計等業務委託プロポーザル審査委員会(以 下「審査委員会」という。)に審査させ、参加表明書等を提出した者(以 下「提出者」という。)のうち上位5者程度を第二次審査の出席要請者 として選定させ、及びその結果を市長に報告させるものとする。ただし、 提出者が5者以下の場合は、第一次審査を省略することができる。
- 2 市長は、前項の報告に基づき、第二次審査の出席要請者として選定し た提出者に対してはその旨を様式第1により通知し、選定しなかった提

出者に対しては選定しなかった旨及びその理由を様式第2により通知するものとする。この場合において、提出者は、審査結果に関する問合せ及び異議申立ては一切できないものとする。

(第二次審査の出席要請者の公表)

第7条 市長は、前条第2項の規定により選定した者について、速やかに 市ホームページ等において公表するものとする。

(第二次審査)

- 第8条 市長は、第二次審査として、第6条第2項の規定により選定した 者に対し、審査委員会に技術提案書等の内容の聴取等を行わせ、最適者 及び次点者1者を選定させ、及びその結果を市長に報告させるものとす る。
- 2 市長は、前項の報告に基づき、最適者及び次点者1者を特定するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により最適者及び次点者として特定した者に対してはその旨を様式第3により通知し、特定しなかった者に対しては特定しなかった旨及びその理由を様式第4により通知するものとする。
- 4 第6条第2項後段の規定は、第二次審査の結果について準用する。 (審査結果の公表)
- 第9条 市長は、前条第2項の規定により特定した者について、速やかに 市ホームページ等において公表するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルの実施について必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和5年5月22日から施行する。
- 2 この要綱は、第9条の規定による公表をもって、その効力を失う。

様

小牧市長

印

(仮称) 小牧市立第一こども園建設設計等業務委託プロポー ザル第一次審査結果について(通知)

このことについて、技術提案書等を審査した結果、貴社を第二次審査 の出席要請者として選定しましたので通知します。つきましては、下記 のとおり第二次審査を行いますので、ご参加いただきますようお願いい たします。

記

- 1 審査結果
- 2 第二次審査の概要
- 3 その他

様

小牧市長

印

(仮称)小牧市立第一こども園建設設計等業務委託プロポー ザル第一次審査結果について(通知)

このことについて、技術提案書等を審査した結果、貴社については下 記のとおり第二次審査の出席要請者として選定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに 感謝申し上げます。

記

選定しなかった理由

様

小牧市長

印

(仮称)小牧市立第一こども園建設設計等業務委託プロポー ザル第二次審査結果について(通知)

このことについて、第二次審査を実施した結果、貴社を下記のとおり

当業務の 最適者 として特定しましたので通知します。 次点者

記

- 1 審査結果
- 2 貴案に対する講評
- 3 その他
- 4 問合せ先

様

小牧市長

印

(仮称)小牧市立第一こども園建設設計等業務委託プロポー ザル第二次審査結果について(通知)

このことについて、第二次審査を実施した結果、貴社については下記のとおり当業務の最適者又は次点者として特定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに 感謝申し上げます。

記

特定しなかった理由